

グローブ新聞社事件判決（一九八二年六月二三日）

Globe Newspapers Co. v. Superior Court

（当事者）

上告人 グローブ新聞社

被上告人 ノーフォーク郡上級裁判所

（事案）

被上告人はマサチューセッツ州の第一審裁判所であるが、特定の性犯罪事件で被害者が一八歳未満の場合には、公判から公衆を排除することを定めた同州法に基づき、三人の未成年女子に対する強姦罪に問われていた被告人の公判から新聞社と公衆を排除した。上告人新聞社は右排除命令を争ったが、被告人が無罪となつた後に同州の最高裁は、右法律は、性犯罪事件の公判において未成年の被害者が証言する際には新聞社と公衆の排除を義務づけているとの解釈を下した。

甲第3号証証文

（結論）

マサチューセッツ州最高裁によって前記のとおり解釈された右法律は連邦憲法修正一条に違反する。

原判決（マサチューセッツ州最高裁判決）破棄。

（法廷意見要旨）ブレナン判事執筆

III

当裁判所のリッチモンド新聞社事件判決は、報道機関及び公衆には刑事公判にアクセスする憲法上の権利があることを初めて確立した。右判決では当裁判所の法廷意見が存在しなかつたが、七人の判事が、このアクセス権は修正一条に含まれる、修正一四条によつて州にも適用されるとしたのである。（引用省略）

もちろん、刑事公判へのアクセス権は、修正一条の文言上は明言されていない。しかし、われわれは古くから、この修正条項の文言について「狭い文理解釈」を避けてきたのであり、それはこの条文の起草者たちが幅広い原則をこそ問題とし、共有されていた価値及び慣行をもとにしてこの条文を作つたからである。したが

つて、修正一条は広いものであり、文言自体においては明確にされていなくとも、修正一条の権利を享受するためには必要とされる権利は、これを包含しているのである。（引用省略）修正一条の、刑事公判へのアクセス権の基礎となつてゐるのは、「この修正条項の主要な目的は統治機構の業務に関する自由な議論を守る」という一般的理解である。このような保護を与えることによつて、修正一条は、個々の市民がわが共和国のシステムである自治に実効的に参加し、これに寄与することを可能にするのである。したがつて、修正一条が刑事公判へのアクセス権を包含する限りにおいて、この修正条項は、憲法上保護された「統治機構の業務に関する議論」が十分な理解の上に成り立つことを保障しようとするのである。

刑事公判へのアクセス権に対して修正一条による保護がなぜ特に与えられてゐるのかはリッチモンド新聞社事件判決中のいくつかの意見で強調されている、刑事司法制度の二つの特色によつて説明される。第一に、歴史的に見て、刑事公判は報道機関と公衆に対して公開されてきた。「われわれの憲法が制定された時は、刑事公判は、わが国においても英國においても公開を推定されていた」（引用省略）。それ以来公開の推定は揺らぐことがなかつた。實際、当裁判所のオリ

バー事件判決（333 U.S. 257 (1948)）の時点では、この推定がきわめて強固であつたために、当裁判所は、「わが国の歴史において、連邦、州、地方自治体いずれの裁判所であれ、刑事公判が非公開でなされた例は一つといえども見出しえなかつた」のである。公開といふこの不变の原則が憲法上重要とみなされるべきであるのは、単に「憲法には歴史による注釈が施されている」ためだけではなく、「アクセスが可能であつたという伝統には、経験に基づく支持がある」ためである。

第二に、刑事公判へのアクセス権は、司法制度及び政府全体の機能において特に重要な役割を果す。刑事公判に対する公衆の監視は、事実認定過程の質を高め、その完全性を守るのであり、これによつて被告人と社会全体の双方が利益を受ける。さらに刑事公判への公衆のアクセスは公正らしさを助長し、これにより司法過程に対する公衆の尊敬が高められる。最も広い意味合いで言えば、刑事公判へのアクセスによつて、公衆は司法過程に参加し、そのチェックを果すことが可能となるのであり、これはわれわれの自治という体系において不可欠の要素なのである。要するに刑事公判の公開という原理の価値は、論理的にも、経験上も認められたところなのである。

刑事公判へのアクセス権は、憲法上のものではあるが、絶対的なものではない。しかし、報道機関と公衆を刑事公判から排除しえる状況は限られている。アクセスを否定するための州の正当化事由は重要なものでなければならぬ。本件のように、慎重さを要求される情報の開示を阻止するために、州の側がアクセス権を否定しようとするときには、この否定がやむをない統治利益のために必要であり、かつ、それが広範に失しないこと (*narrowly tailored*) が、立証されなければならぬ。そこで、性犯罪の公判で未成年の被害者の証言中は報道機関及び公衆にアクセスを一律に否定するマサチューセッツ州法を支持するために主張された利益を検討する。

IV

一六 A 条を支持するために主張されている州側の利益は、いろいろ述べられてゐるが、二つにまとめる事ができる。すなわち、性犯罪被害者にこれ以上心の傷を与えたたり不快な思いをさせないように保護することと、そのような被害者に法廷に出廷して信用性のある証言をさせるように助長することである。この利益を順次検討する。

第一の利益、すなわち未成年者の精神的、身体的な保護が、やむをえないものであることについては、被上告人のいうところは正しい。しかし、この利益はやむをえないものではあるが、その重要性が個別の事件の状況によって異なることは明らかであるから、この利益によって絶対的非公開を正当化することはできない。事実審裁判所は、事件ごとに、未成年被害者の福祉を守るために非公開が必要であるかどうかを判断することが可能である。（註 20）考慮の対象となるべき要素としては、未成年被害者の年齢、精神的成熟度及び理解力、犯罪の性質、被害者の希望、両親・親族の利益などがあげられる。これと対照的に一六 A 条は、未成年被害者が報道機関及び公衆の排除を求めず、これらの者が同席しても被害を蒙らない場合であっても、非公開を定めている。たとえば、本件においては、未成年被害者の氏名は既に公的記録の中に現れており、これによれば被害者は報道機関が同席していても証言しようとしていたかもしがれない。事実審裁判所に裁量の余地が与えられていれば、非公開は必要と判断されていたかもしがれない。すなわち、一六 A 条は、州が主張する利益を調整するためのものとして広範に失することはないとすることはできないのである。州の利益は、未成年被害者の福祉という州の正当な関心事のために非公開が必要とされるか否かについて、事実

6

甲第3号証記文

ていない。しかも、この主張は、単に実証されていないというだけでなく、論理的にも常識的にも疑わしいものである。一六A条によって報道機関及び公衆は、未成年被害者の証言中は法廷から排除されるが、報道機関は、速記録、裁判所職員その他未成年被害者の証言内容を明らかにしうる情報源に接することは可能なのである。したがって、一六A条によって報道機関が未成年被害者の氏名及び証言の内容を公表できなくなるものではない。未成年被害者の出頭を助長するという州の利益が、このような情報を秘密にしておくことにかかっているのであれば、一六A条はこの利益を実効的に増進するものとはいえない。そして、たとえ一六A条が州の利益を実効的に増進するとしても、これによって憲法上の疑惑を晴らしうるかどうかは疑問である。なぜならこのような利益は、被害者の出頭を助長するための強制的な排除措置一般においても依拠されうるからである。刑事公判が公開されることによって、出頭及び証言に消極的になるのが性犯罪の未成年被害者だけであるとはとうてい言いえないであろう。この利益に基づく州の主張は広範に失するものであり、リッチモンド新聞社事件判決で認められたアクセス権の根底、すなわち「公開の推定は、われわれの司法制度における刑事公判の本質そのものに根ざしている」という認識に真向から反するものである。

審裁判所に個々の事件ごとに判断させても達成することができる。このようなアプローチによって、刑事公判に対するアクセス権という、報道機関及び公衆の有する憲法上の権利が、州の利益を守るために必要とされる場合以外には制限されないことが保障されるのである。（註25）

（註20）実際、リッチモンド新聞社事件判決の多数意見は、アクセス権を否定するためには、常に個別の判断が必要とされることを示唆している。「やむをえない利益が存することが事実認定において明らかにされなければ、刑事案件の公判は常に公衆に公開されていなければならない」。

（註25）もちろん、事件ごとのアプローチが意味を持つためには、報道機関及び公衆の代表には「排除の問題について聴聞を受ける機会が与えられなければならない」のである。（以下省略）

一六A条は、州の主張する第二の利益、すなわち性犯罪の未成年被害者に対する出頭及び正確な証言の助長によつても正当化することはできない。州側は、一六A条による自動的排除という規則によつて、出頭して州当局に協力する性犯罪の未成年被害者の数が増加するという主張を裏付ける実証的データを何ら提出し